

# 催物の開催に係る事前相談の流れ

愛知県

## STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は  
全国的・広域的な移動を伴う催物  
ですか

1. に該当  
P. 2を参照

はい

いいえ

## STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する  
業種別ガイドラインは、令和2年9月  
以降に改訂されていますか

2. に該当  
P. 5を参照

はい

いいえ/ガイドラインがない

## STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、  
入退場や区域内の適切な行動が  
確保できる催物ですか

3. に該当  
P. 6を参照

はい

いいえ

## STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容  
定員がない場合は密にならない程度の距離）が  
適切だと考えますか

4. に該当  
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限でよい

## STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、  
「特に確認が必要」（※）と判断を  
されていますか（※P.9を参照）

5. に該当  
P. 8を参照

はい

いいえ

## 疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と  
するためには、実績疎明資料や結果  
報告が必要です

6. に該当  
P. 10を参照

# 1. 事前相談対象外の催物：概論

## 対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要  
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表が必要な場合あり。**

### パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人(→全員の参加が可能)	

- 必要な準備等  
特になし

### パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

国の目安(※)	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員あり	収容定員なし	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔	50%以内	十分な人との間隔(1m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方(→全員の参加が可能)			

- 必要な準備等
  - ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
  - ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等(次ページ参照)

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

# 1. 事前相談対象外の催物：公表等①

## 公表等が必要な資料

### 【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の\*項目は適宜)。

### ●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

### ●実績疎明資料 別紙2

### ●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

### 【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、  
別紙3 結果報告資料を愛知県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、愛知県、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

# 1. 事前相談対象外の催物：公表等②

## 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1m<sup>2</sup>に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

## 2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがない催物

### ○基準

国の目安(※)

屋内

屋外

収容率

50%以内

十分な間隔  
(できれば2m)

人数上限

5,000人

### ○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、愛知県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を、愛知県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を愛知県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### 3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

#### 対象

- 参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

#### ○基準

##### 国の目安(※)

##### 間隔の維持が可能

##### 間隔の維持が困難

取扱い

十分な  
人と人との間隔  
(1m)

開催について  
慎重に判断

#### ○必要な準備等

##### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、愛知県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、愛知県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- チェックリスト 別紙1

##### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、

別紙3 結果報告資料を愛知県・関係府省庁にご提出ください。

※ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

## 4. 主催者等が、収容率について、50%上限が適切だと考える場合

### 対象

- ・主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

#### 収容定員あり

#### 収容定員なし

収容率

50%以内

十分な  
人と人との間隔  
(1m)

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

### ○必要な準備等

#### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、愛知県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、愛知県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- チェックリスト 別紙1

#### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、

別紙3 結果報告資料を愛知県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

## 5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない  
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### ○必要な準備等

#### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、愛知県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、愛知県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- チェックリスト 別紙1

#### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を愛知県・関係府省庁にご提出ください。

## 5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

#### 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

## 6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない  
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### ○必要な準備等

#### 【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、愛知県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、愛知県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- チェックリスト 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ\*

## 6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

#### 【開催後】

催物開催後、主催者等は、2～3週間以内に、下記資料を愛知県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料                      別紙3 及び 映像・音声等データ\*

\* 例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

\* 愛知県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。